

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対策の抜本的転換と、 緊急事態宣言に便乗した改憲論議に反対する要求書

2020年4月17日 市民と政治をつなぐ江東市民連合

共同代表 右崎正博、宇都宮健児、古今亭菊千代

市民と政治をつなぐ江東市民連合は、立憲主義、民主主義、平和主義、個人の尊厳の擁護を理念とする政治の実現めざし活動しています。

1、新型コロナウイルスの感染対策の抜本的転換について

安倍内閣が4月7日、緊急事態宣言を7都府県に発してから1週間以上が経過しました。

江東区でも保育士、教員、消防署救急隊員の感染者をはじめ、15日現在で57人を数え（都発表）、発熱に数日苦しんでも検査を受けられなかったなど、区民に不安と怒りが広がっています。「帰国者・接触者相談センター」が置かれた江東区保健所は専門スタッフが著しく不足し、無理に無理を重ねて働いています。

営業の自粛を求められながら損失補償がない業者、非正規雇用者をはじめ解雇や賃金不払いが起き、中小・零細業者、フリーランス、外国籍の人たち、育児・介護・家事労働などでしわ寄せをうける女性が苦境に立たされています。

市民に対する損失補償がなければ、感染拡大を防ぐ対策としての社会的隔離につながる自粛要請も徹底しないと思います。何よりも、感染疑いのある人々を速やかに検査する体制がつかわれていないため、感染者がどれだけ広がっているかわかっていません。医療機関への財政支援を含む迅速で適切な援助が立ち遅れていると考えます。

江東市民連合は安倍政権と各党に対し、以下のことを要求します。

(1) 補正予算案で外国籍の人たちを含むすべての市民に向けて、緊急に給付金を支給し、次の予算措置をとること。

- ① 国の支援で発熱外来を設置し迅速なPCR検査と抗体検査が受けられる体制、軽症者、重症者・中等症者に対応する医療体制をつくること。
- ② 医療・介護従事者への検査と、医療・研究機関への十分な財政援助をおこなうこと。
- ③ 休業要請に応じた企業や店舗、文化・芸術分野の補償をただちにおこなうこと。
- ④ 介護事業所で働く人たちと経営の両方に緊急の財政支援をおこなうこと。
- ⑤ 生活困窮者、原発事故避難者などに公共、民間の施設など住宅を保障すること。

私たちが納めた税金は、こんな非常事態のときこそ、無駄な公共事業や武器の爆買いに使うのをやめて、必要な医療・社会保障に使うのが当然ではないでしょうか。

(2) 幸福追求権、生存権を保障する憲法にもとづいて、今後感染が予想される膨大な患者を受け止められる医療をはじめ、社会保障政策を抜本的に転換すること。

新型コロナウイルス感染の対応で重大なことは、医療の規模がハード面、ソフト面ともに全く十分な体制ができていないことです。その背景に、保健所の統廃合をすすめ、医師・看護師不足を放置し、感染症対策の体制構築を怠ってきた自公政権の政策があることは明らかです。

(3) 消費税の減税を決断すること。

相次ぐ消費税増税のため家計消費を切り縮められ、昨年10～12月の実質GDPは年率換算（前期比）でマイナス7.1%の落ち込みと発表されています。そこに新型コロナウイルス感染拡大の打撃により停滞が続くことは必至です。

(4) 「自粛」「要請」の名の報道が続くもとの、徹底した情報開示と自由な言論を保障すること。

緊急事態宣言下において、政府が指定公共機関としたNHKに放送上の指示をすることができ、表現の自由や知る権利が制限されるおそれがあります。

2、緊急事態宣言に便乗した改憲論議について

江東市民連合は、安倍首相、自民党、日本維新の会による、新型コロナウイルスの感染対策として出された緊急事態宣言の発令に便乗した改憲論議に強く反対します。

安倍首相は3月17日、党大会に代わる両院議員総会で改憲に全力を尽くすと述べました。自民党は4月3日、野党に憲法審査会を開くよう提案し、安倍首相が緊急事態宣言を報告した7日の衆議院議院運営委員会で、日本維新の会議員の緊急事態の議論をすべきとの質問に、「憲法審査会での活発な議論を期待したい」と改憲論議を呼びかけたことは重大です。

自民党改憲4項目にある「緊急事態条項」の創設は、自民党改憲草案が「内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」としていたもので、総理大臣に独裁的な権限を集中することをねらったものにほかなりません。

緊急事態にまぎれてこんな重大な改憲問題を提起することはただちにやめるべきです。

以 上